## 論 文 要 約

論文題目: 政策の受容可能性の形成手法とその統制手法

申請者: 吉川 和挟

本論文の目的は、政策の「受容可能性(acceptability)」に着目し、その具体的な実現方法を明らかにすることに加え、そうした手法が政府によって悪用・乱用されないようにするための統制手法を検討することである。受容可能性とは、ある政策がその政策により影響を受けることが予想される主体によって積極的・消極的に支持されている状態のことであり、政策の成功を目指す際に重要な役割を果たす。一方で、これまで受容可能性に関する研究は、合意形成や規制政策などの分野において、プロセスやコミュニケーションに関するものとして扱われることが多く、「受容可能な政策をいかにデザインするか」といった観点からの研究は少ない。本論文は、受容可能な政策のデザインに焦点を当て、実現可能な受容可能性の獲得手法を提案し、また、そのデザイン手法が世論操作を伴うプロパガンダに転化することを防ぐための統制手法について検討を行う。本論文の構成は以下のとおりである。

まず、序章と第一章では、本論文の主題である「受容可能性」の定義を示し、議論の範囲・対象を明確化する。具体的には、受容可能性を、政治機関から政策が支持されている状態を示す「政治的受容可能性」と、政策により影響を受ける主体から政策が支持されている状態を示す「公共的受容可能性」に分類する。そして、受容可能性の獲得方針として「手続き」の拡充と「情報」の提供の二つの方針があることを示す。本論文では、政策への市民からの支持の問題を扱うため「公共的受容可能性」を指して「受容可能性」の用語を用い、先行研究の少ない「情報」の提供による受容可能性の獲得を主として扱う。

第一部を構成する第二章、第三章では「受容可能性の獲得手法」を扱う。

具体的には、第二章では「政策対象者」に焦点を当て、政策対象者が政策を受容した状態、つまり政策が遵守された状態について検討を行い、遵守の獲得方法について論じる。そして、対象者(ターゲット)の文脈に沿った目標フレーミングを行うことがより適切な遵守を獲得するうえで重要であることを確認する。

第三章では「政策対象者以外の政策関連アクター」に焦点を当て、その受容可能性の獲得手法について論じる。具体的には、空き家政策を例とし、空き家政策における金銭的手法に伴う政策関連アクター(空き家所有者以外の市民)が抱く不平等感に目を向ける。そして、特定の政策をどのような文脈に位置付けるか、つまりその政策の持つ「意味」をどのように語るか、という点が当該政策への支持や人気に影響を与えることを確認する。

続いて、第一部のまとめを行う。第二章・第三章から得られた「目標フレーミング」と「政策の意味づけの変更」という手法を総合し「問題の再定義」という概念を導入する。「問題の再定義」とは、問題解決をすすめるために行われる意図的な問題の操作を指す。つまり、問題Aのために用意された手段aを、問題Bのためにも利用したい場合に、問題Bをあたかも問題Aであるかのように操作することにより、手段aを用いた問題Bのより効率的な解決を目指す手法である。本論文の一つ目の主題である「受容可能性の獲得手法」の明確化に対する本論文の回答が、この「問題の再定義」に当たる。また併せて「問題の再定義」の有する問題点について簡単に説明し、本論文の二つ目の主題「受容可能性獲得手法の統制」

への橋渡しを行う。

第二部を構成する第四章、第五章では「問題の再定義」を既存の政策研究の中に位置づけなおす作業を行う。また、その過程において問題の再定義という手法を用いる際に踏まえるべき統制の在り方について論じる。これらの章が、本論文の二つ目の主題である「受容可能性獲得手法の統制」について論じるものである。

第四章では、問題の再定義を政策デザインの文脈の中に位置づける。具体的には政策研究における伝統的な論点である「目的一手段関係」の文脈に位置づけ、既存の政策デザインの議論と比較・差別化を図る。その過程において問題の再定義がどのような批判に直面するのか、またどのような統制が行われれば批判に応答しつつ、問題の再定義の有するメリットを維持できるのかを明確化する。結論として、問題の再定義を適切に統制するためのデザイン方針として本論文では「法的アプローチ」を提案する。「法的アプローチ」は、①立法の段階において法により定められる目的と手段を民主的に開示すること、②行政の実施段階において法により定められた目的に手段を拘束させること、の二つの条件を課すことにより、問題の再定義を適切に機能させることを可能とする政策デザイン方針である。そして、②の行政での実施段階における目的と手段の拘束関係をチェックする機会として訴訟を取り上げる。

第五章では、「法的アプローチ」の具体例として訴訟を取り上げ、訴訟と政策の関係性について論じる。具体的には訴訟が政策にとってどのような経験となりうるのか、また訴訟を経験した際、政策は如何にして変更されるべきなのかについて事例を踏まえつつ論じる。また、訴訟を通した政策・制度変更に着目し、それらの政策・制度を、訴訟結果を踏まえたものとするためには、どのような応答が必要となるのかについての規範的モデルを構築する。

以上を踏まえ、本論文では「問題の再定義」という政策手段が、受容可能性の獲得に有益であること、また、政府の側からの受容獲得策がプロパガンダや世論誘導に転化しうることを指摘し、その統制手法として「法的アプローチ」を提案する。

最後に、終章では本論文の提案内容を再度確認し、本論文の有する意義を四つ述べる。

第一に、「政策の受容可能性」に焦点をあて、実現可能な受容可能性獲得手法を提案している点である。政策への支持や受容の問題自体は政策学における伝統的な関心であったにもかかわらず、その受容獲得手法への関心は、体系的に論じられることは少ない。本論文では、この検討過程で「政策目的と手段の組み換えによる受容の獲得」という方針を示した。

第二の意義、第三の意義は、手続きやプロセスを重視する受容獲得手法や、執行スタイルを重視する 受容獲得手法と比較した際の利点である。

まず、合意形成などの手続きやプロセスによって受容を獲得しようとするアプローチと比較した利点としては、「公式の合意形成」と「非公式の合意形成」の両立が可能である点が挙げられる。「問題の再定義」は、行政段階においては、水面下での「非公式の合意形成」を許容する。ただし、その再定義が許容されるのは、立法段階での民主的に討議された「目的一手段」関係の範囲内においてのみであり、再定義の前提には民主的な手続きを踏まえた「公式の合意形成」がある。これにより、「非公式の合意形成」の使い勝手の良さを維持しつつ、「公式の合意形成」の正統性を保持することができる。

第三の意義は、受容の獲得を議論する際に「どのような内容・デザインのもと、受容可能性を獲得することがふさわしいか」という問いを検討した点である。これは執行スタイルの改善によって受容可能性を獲得しようとするアプローチとの比較によって導かれる。執行スタイルによる受容可能性獲得の議論は、対象者との協調的な政策実施を可能にする一方、行政と対象者との「協調的政策実施」と、行政と対象者との「癒着」を混同してしまう可能性がある。本論文では「問題の再定義」を提案することで、受容の獲得に関する議論に「政策の内容」についての考慮も必要であることを示し、その統制手段として「法的アプローチ」を提示した。これが本論文の第三の意義である。

第四に、「問題の再定義」の提案を通して、これまでの受容獲得の議論では十分に扱えてこなかった「政策内容に関するコンテクスト」への配慮を主要な特徴とする受容可能性の獲得手法を提示したことである。この提案により、政策に関連するプロセスや、対象者との調整の際のみではなく、政策の内容をデザインする際に「受容可能性」という考慮要素を検討することが可能となった。